

発信日:2016年5月25日

宛:民進党会派所属国会議員各位、都道府県連担当者各位

発:民進党政務調査会長 山尾志桜里

【政調】【重要】一任案件に対する態度決定一政調会長報告
(被選挙権年齢の引き下げの方向性について)

5月24日(火)の『次の内閣』において、「被選挙権年齢の引き下げの方向性(総務部門見解)」について報告があり、それを踏まえた最終的な対応は、代表、政調会長、担当ネクスト大臣に一任されました。この案件については、以下のような方向性で対応することになりましたので、ご報告いたします。

日本国民の被選挙権は、原則として、大人としての自覚とともに、法的権利と責任が伴う成人年齢(満20歳)に達した際、付与されるべきです。しかし、衆議院・参議院の各議院の議員においては、国会における二院制の歴史的経緯と意義について、また、地方議会の議員及び首長においては、人口規模や背負うことになる職務上の責任の大きさを考慮し、一部の被選挙権は、成人年齢に達することのほか、一定の社会的経験や素養を踏まえた年齢をもって付与することが望ましいと考えます。その際、現行法における各種議会選挙及び首長選挙において設定されている被選挙権を付与する年齢差について尊重すべきです。

以上の考え方から、日本国民の被選挙権を有する年齢については、以下の方向性を確認します。

- ①衆議院議員・・・法的権利と責任を有する点を尊重し、成人年齢(満20歳)以上の者とする。
- ②参議院議員・・・「理性の府」「熟慮の府」として独自性を有する参議院において6年の議員任期を負うにあたり、一定の社会的経験に即して活動すべき点を考慮し、満25歳以上の者とする。
- ③都道府県議会の議員・・・地域社会との関わりを深く持ちつつ、身近な課題を十分に議会に反映させることを旨として、その選挙権を有する者で、法的権利と責任を有する点を尊重し、成人年齢(満20歳)以上の者とする。
- ④都道府県知事・・・その地域を代表して活動するとともに、自治体としての規模や権限の大きさに鑑み、満25歳以上の者とする。
- ⑤市町村議会の議員・・・地域社会との関わりを深く持ちつつ、身近な課題を十分に議会に反映させることを旨として、その選挙権を有する者で、法的権利と責任を有する点を尊重し、成人年齢(満20歳)以上の者とする。
- ⑥市町村長・・・地域社会の身近な課題について対応する自覚と責任を持つ者が、広くその機会を得られるようにするため、法的権利と責任を有する成人年齢(満20歳)以上の者とする。

以上により、各種選挙の被選挙権年齢を5歳引き下げます。この見直しにあたっては、シティズンシップ(自ら考え、判断し、行動する自立した市民としての能力)を育てる主権者教育の推進、国民の理解を得るための周知期間の設定に十分配慮し、法案化を行うものとします。

以上